

国産農産物消費拡大事業実施要領

制定 平成30年 3月28日29食産第5665号
農林水産省食料産業局長通知

第1 目的

国産農産物消費拡大対策事業実施要綱（平成28年4月1日付け27食産第5516号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別表の事業の種類の欄の国産農産物消費拡大事業（以下「本事業」という。）は、実施要綱及び国産農産物消費拡大対策事業補助金交付要綱（平成28年4月1日付け27食産第5517号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、本要領により実施するものとする。

第2 事業実施主体等

実施要綱別表の事業実施主体の欄における食料産業局長が別に定める者は、次に掲げるとおりとする。

（1）第3の1及び2の（2）の事業

① 民間団体等（農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、消費生活協同組合、技術研究組合、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、特殊法人、認可法人、医療法人、社会福祉法人、公社及び独立行政法人等をいう。以下同じ。）

② 法人格を有さない団体のうち食料産業局長が特に必要と認めるもの（以下「特認団体」という。）であり、次に掲げる要件を全て満たすもの。

なお、特認団体の申請をする団体は、事業実施計画（実施要綱第5の1の事業実施計画をいう。以下同じ。）を提出する際、別記様式1とともに食料産業局長に提出し、その承認を受けるものとする。

ア 構成する全ての団体の同意を得た規約書、構成する全ての団体が交わした協定書又は構成する全ての団体間での契約締結書等をあらかじめ作成していること。

イ 代表者の定めがあること。

ウ 定款、組織規定、経理規定等の組織運営に関する規程を作成していること。

エ 事業計画、収支予算書等が総会等において承認されていること。

③ 民間団体等及び特認団体を構成員とする協議会（事業化共同体（コンソーシアム）を含む。）であり、次に掲げる要件を全て満たすもの。

なお、協議会が事業実施主体となる場合、地方公共団体がその構成員となることを妨げない。

ア 構成する全ての団体の同意を得た規約書、構成する全ての団体が交わした協定書又は構成する全ての団体間での契約締結書等をあらかじめ作成していること。

イ 代表者の定めがあること。

ウ 定款、組織規定、経理規定等の組織運営に関する規程を作成していること。

エ 事業計画、収支予算書等が総会等において承認されていること。

(2) 第3の2の(1)の事業

都道府県、市町村、農林漁業者、食品関連事業者、その他本事業の執行に必要な者等から構成される協議会であり、次に掲げる要件を全て満たすこと。

ア 都道府県、市町村及び農林漁業者が構成員となっており、事業の実施に必要な指導及び協力が確実に得られること。

イ 取組の内容の決定に際しては、様々な業種の事業体の意見が反映されるよう、様々な業種の事業体が構成員となっていること。

ウ 主たる事務所の定めがあること。

エ 代表者の定めがあること。

オ 規約、組織規程、経理規程等の組織運営に関する定めがあること。

カ 各年度ごとの事業計画、収支予算書等が総会等で承認されていること。

第3 事業の内容等

1 日本の食消費拡大国民運動推進事業

(1) コーディネーター育成研修会

学校等の施設給食での地場産農林水産物の利用拡大をはじめとした地産地消の取組を促進するため、専門的知見を持つ人材（以下「コーディネーター」という。）を育成するための研修会を行う。

（補助対象経費）

研修内容の検討費、研修会の開催費（謝金、旅費、印刷製本費、消耗品費、通信運搬費、人件費（補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号）に基づき算定した経費。以下同じ。）、会場借料、貸切バスの借料等）

(2) コーディネーター派遣

地域における学校等の施設給食へ地場産食材を安定的に供給するためのシステムの構築を支援するため、コーディネーターの派遣を行う。

（補助対象経費）

コーディネーターの派遣に係る経費（謝金、旅費、印刷製本費、消耗品費、通信運搬費、人件費等）

2 健康な食生活を支える地域・産業づくり推進事業

(1) 機能性農産物等の食による健康都市づくり支援事業

機能性農産物等を活用した地域特産物について健康ブランド化を推進するため、次の全ての取組を行う。

ア 地域協議会の運営

本事業を推進するため、事業説明会や検討会等の開催、事業計画書の作成、地域特産物を活用した健康増進プログラムの策定及び報告書の作成等を行う。

また、本事業で実施するセミナーや健康調査への参加者が自発的に健康管理に取り組むよう、インセンティブ（ポイント制など）を付与する仕組みを検討する。

（補助対象経費）

協議会の開催費（委員謝金・旅費、事務員手当、会場借料、資料印刷費、消耗品費、人件費等）

イ メニュー開発・作成

地域特産物を活用した食品やメニューを開発するため、新商品・メニュー等検

討会の開催、栄養士等による監修、食品・メニューの試作及び機能性成分の含量測定等を行う。

(補助対象経費)

検討会開催費（委員謝金・旅費、会場借料、資料印刷費等）、メニュー開発費（開発員等手当、監修指導手当、機器・設備借料、原材料費等）、成分分析費（外注費等）

ウ 広報普及

協議会の取組やセミナーの開催案内、健康メニュー設置店等を消費者に周知するため、ホームページやパンフレットを作成する。

また、飲食店向けに機能性農産物等の活用方法等に関する説明会や市民向けに機能性農産物等の健康維持への効能等のセミナーを開催する。

(補助対象経費)

ホームページ作成費（資料印刷費、デザイン作成費、ホームページ作成費、外注費等）、説明会・セミナーの開催費（委員謝金・旅費、会場借料、資料印刷費等）、広報資材作成（POPデザイン費、資料印刷費、資材費、人件費等）

エ 健康検査・食事調査

本事業で実施した食による取組を通じた地域の健康課題解決への寄与を評価・検証するため、市民の食事調査や健康状態の検査を実施する。

なお、収集したデータ等については、(2)のイの事業実施主体への提供に協力すること。

(補助対象経費)

健康検査費（研究員等手当・旅費、消耗品費、機器使用料、外注費、実証協力謝金等）、食事調査費（指導員等手当・旅費、会場借料、外注費等）

(2) 食産業における機能性農産物活用促進事業

食品産業全体において、機能性農産物等の活用促進を図るため、次のいずれかの事業を行う。

ア 活用促進人材育成事業

機能性農産物等の機能性表示食品制度への届出の相談窓口となり得る自治体やJA等の担当者を養成する人材育成セミナー等を開催するとともに、事業者等が届出書類を作成する際に、具体的かつ継続的なアドバイスを受けることができる相談体制を整備する。

(補助対象経費)

検討会開催費（委員謝金・旅費、通信費、資料印刷費、消耗品費等）、調査費（調査員等手当、賃金、旅費、有識者謝金・旅費等）、セミナー開催費（講師謝金、旅費、賃金、調査員等手当・旅費、会場借料、資料印刷費、新聞掲載費、広告作成費、通信費、消耗品費、人件費等）

イ ビックデータ等活用促進事業

消費者の食習慣情報を収集し、蓄積されたデータを解析することにより消費者への食習慣の提案や機能性農産物等の需要予測等の新たな食関連サービスに役立てるプログラムの開発を行う。

また、(1)の事業における全ての事業実施主体と連携し、食事調査や健康状態の検査データを集積・解析することにより、各地域での取組を客観的に評価し、取りまとめた内容を消費者に対して広く普及・広報する。

(補助対象経費)

システム構築費（開発員等手当、賃金、サーバ借料、システム端末費、通信ネットワーク費等）、事務運営費（事務員手当、通信費、資料印刷費、消耗品費、人件費、会場借料等）、調査研究費（調査員等手当、賃金、旅費、有識者謝金・旅費、会場借料、資料印刷費、報告書作成費、通信運搬費、事務消耗品費等）、広報・普及費（雑誌掲載料、広告作成費、デザイン作成費、会場借料、会場装飾費、調査員等手当、司会採用費、消耗品費、外注費等）

第4 事業の実施期間

本事業の実施期間は、平成30年度とする。

第5 採択基準等

実施要綱第4の採択基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業の確実な遂行が見込まれるものであること。
- (2) 事業実施計画において、事業の成果目標が明記されており、かつ、適切な効果検証が行われることが見込まれるものであること。
- (3) 事業実施主体が、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- (4) 事業費のうち事業実施主体の負担分について、適正な資金調達が可能であること。
- (5) 同一提案内容で本事業以外の農林水産省又は他の省庁の補助金の交付を受けていない又は受ける予定がないこと。

第6 事業の成果目標

- 1 第3の1の事業について、事業実施主体は、地産地消の推進を通じて国産農林水産物・食品の消費拡大に貢献していることを検証できる成果目標を設定することとする。
- 2 第3の2の事業について、事業実施主体は、費用対効果をはじめとした効果検証ができる成果目標を設定することとする。
- 3 第3の2の(1)の事業については、平成30年度末における機能性表示食品制度等の活用及び地域での実証を通じて健康ブランド化する地域特産物の販売額を成果目標として設定すること。
- 4 第3の2の(2)の事業については、食品産業における機能性表示食品制度の利活用の促進に貢献していることを検証できる成果目標を設定すること。

第7 事業実施手続

1 事業実施計画の作成及び承認

事業実施主体は、実施要綱第5の1の規定に基づき、別記様式2により事業実施計画を作成し、食料産業局長に提出して、その承認を申請するものとする。

ただし、事業実施計画の変更（2の重要な変更に限る。）又は中止若しくは廃止の承認申請については、交付要綱第8の変更等承認申請書の提出をもって、これに代えることができる。

なお、食料産業局長は、事業実施主体に対し、第5の採択基準について、必要に応

じ追加の資料の提出を求めることができる。

2 事業実施計画の重要な変更

実施要綱第5の2の食料産業局長が別に定める重要な変更は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業の内容の追加又は削除
- (2) 事業目的の変更
- (3) 交付要綱別表の国産農産物消費拡大事業の項の重要な変更の欄に掲げる変更
- (4) 3により委託する事業の新設又は内容の変更

3 事業の委託

事業実施主体は、他の者に本事業の一部を委託して行わせる場合、次に掲げる事項を事業実施計画の別記様式2の別添「第2 総括表」の「事業の委託」の欄に記載することにより食料産業局長の承認を得るものとする。

ただし、委託して行わせる範囲は、事業費の2分の1を超えてはならない。

- (1) 委託先が決定している場合は、委託先名
- (2) 委託する事業の内容及びそれに要する経費

第8 事業実施状況等の報告及び指導

1 事業実施状況等の報告

事業実施主体は、実施要綱第7の規定に基づき、事業終了後速やかに、別記様式2により事業実施結果に係る報告書を作成し、食料産業局長に提出するものとする。ただし、交付要綱第13の規定に基づく実績報告書の提出をもって、これに代えることができる。

なお、食料産業局長は、必要に応じ、事業実施年度の途中、事業実施主体に事業実施状況の報告を求めることができる。

2 事業成果の報告

事業実施主体は、事業終了年度の翌年度の6月末日までに別記様式3により事業成果状況に係る報告書を作成し、食料産業局長に報告するものとする。

3 指導

- (1) 食料産業局長は、1の事業実施状況報告書の内容を確認し、事業の成果目標の達成が困難と認める場合には、事業実施主体に対し必要な指導を行うものとする。
- (2) 食料産業局長は、2の事業成果状況報告書により事業成果を確認し、事業実施計画に掲げた事業目標が達成されていないと認める場合には、事業実施主体に対し必要な指導を行うものとする。
- (3) 食料産業局長は、1、2、(1)及び(2)のほか、事業実施主体に対し、この事業に関し必要な報告を求め、又は指導を行うことができる。

第9 補助金遂行状況の報告

交付要綱第12に定める補助金遂行状況の報告については、補助金の交付決定に係る年度の12月末日現在において補助金遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月末までに正副2部を農林水産大臣に提出するものとする。

ただし、交付要綱第11の規定に基づき概算払を受けようとする場合は、交付要綱別記様式第6号の概算払請求書の提出をもって、これに代えることができる。

第10 特許権等の帰属

本事業を実施することにより特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び育成者権（以下「特許権等」という。）が発生した場合には、その特許権等は事業実施主体に帰属するが、特許権等の帰属に関し、次の条件を遵守するものとする。

また、事業の一部を事業実施主体から受託する団体にあっても同様に、次の条件を遵守するものとする。

- （１）本事業において得た成果物に関して特許権等の出願又は取得を行った場合には、その都度遅滞なく食料産業局長に報告すること。
- （２）国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求める場合には、無償で当該権利を国に許諾すること。
- （３）当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求めるときは、当該権利を第三者に許諾すること。
- （４）本事業期間中及び本事業終了後５年間に於いて、事業実施主体及び本事業の一部を受託する団体は、本事業の成果である特許権等について、国以外の本事業の第三者に譲渡し、又は利用を許諾するときは、事前に食料産業局長と協議して承諾を得ること。

なお、事業実施主体と当該事業の一部を受託する団体との間における事業成果の取扱いについては、事業開始前に、両者で協議・調整を行うこと。

第11 収益納付

- １ 事業実施主体は、本事業に係る事業成果の実用化等により相当の利益を得たと認められる場合には、実施要綱第８の規定に基づき、別記様式４により、年間の収益の状況を記載した収益状況報告書を、本事業の終了年度の翌年度から起算して３年間、報告に係る年度の翌年度の６月末日までに食料産業局長に報告するものとする。

なお、食料産業局長は、特に必要と認める場合にあっては、報告を求める期間を延長することができることとする。

- ２ 食料産業局長は、１の報告書に基づき、事業実施主体が相当の収益を得たと認められる場合には、会計年度の収益額に、事業の実施に要する経費として交付された補助金額の総額を当該事業に関連して支出された費用総額で除して得た率を乗じた金額について、事業実施主体に納付を命じることとする。

- ３ 収益を納付すべき期間は、本事業の終了年度の翌年度から起算して３年間とする。ただし、納付を命じることができる額の合計額は、事業の実施に要した経費として確定した補助金の額を限度とする。

なお、食料産業局長は、特に必要と認められる場合にあっては、納付を求める期間を延長することができることとする。

第12 留意事項

事業実施主体は、関係省庁、関連事業者、関連団体等との必要な調整・連携を図るものとする。特に第３の１の事業実施主体は、地方農政局等及び都道府県担当部局と研修会の開催内容等について情報共有するなど、連携を図るものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 食文化発信による海外需要フロンティア開拓加速化対策事業実施要領（平成28年4月1日付け27食産第5787号農林水産省食料産業局長通知）、食生活ルネサンスによる消費拡大対策事業実施要領（平成28年4月1日付け27食産第5741号農林水産省食料産業局長通知）、食のサービス産業イノベーション推進対策事業実施要領（平成28年4月1日付け27食産第5752号農林水産省食料産業局長通知）、国産農林水産物・食品への理解増進事業実施要領（平成28年10月11日付け28食産第2757号農林水産省食料産業局長通知）及び地域の魅力再発見食育推進事業実施要領（平成29年3月31日付け28食産第6136号農林水産省食料産業局長通知）は廃止する。
- 3 2による廃止前の要領により平成29年度までに実施した事業については、なお従前の例による。

別記様式 1 (第 2 関係)

番 号
年 月 日

食料産業局長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名 印

特認団体承認申請書

- 1 事業名
- 2 団体の名称
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 代表者の役職名及び氏名
- 5 設立年月日
- 6 事業年度 (〇月～〇月)

7 構成員

名称	所在地	代表者 氏名	大企業・中 小企業の別	従業員数	資本金	年間 販売額	主要事業	備考

(注) 生産者団体等については、これに準じた様式とすること。

- 8 設立目的
- 9 事業実施計画の内容
- 10 特記すべき事項
- 11 添付書類
 - (1) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約 (又はこれに準ずるもの) 及び総会等で承認されている直近の事業計画及び収支予算等
 - (2) 新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類 (設立総会資料、設立総会議事録等)
 - (3) その他参考資料

別記様式 2（第 7 の 1 及び第 8 の 1 関係）

番 号
年 月 日

食料産業局長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名 印

平成〇〇年度国産農産物消費拡大事業実施計画の承認（変更、中止、廃止の承認）申請について（注 1）

国産農産物消費拡大対策事業実施要綱（平成28年 4 月 1 日付け27食産第5516号農林水産事務次官依命通知）第 5 の 1（注 2）の規定に基づき、関係書類（注 3）を添えて、承認（変更、中止、廃止の承認）を申請する。

（変更理由）

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（注 4）

（中止、廃止の理由）

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（注 5）

（注 1）事業実施結果報告書として本様式を使用する場合には、件名を「平成〇〇年度国産農産物消費拡大事業実施計画の実施結果の報告について」とし、別添には実績を記載すること。

（注 2）変更、中止、廃止の承認申請の場合は、「第 5 の 2」とする。

（注 3）関係書類として別添を添付すること。

（注 4）変更承認申請の場合には、事業の変更の理由を記載し、承認通知があった事業実施計画の事業の内容等と容易に比較対照できるよう、事業実施計画の変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記入すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては省略する。

（注 5）中止又は廃止の場合には、事業の中止又は廃止の理由を記載すること。

(別添)

第1 事業実施主体の概要等

1 団体概要		
※1 責任体制が把握できるように記載すること。		
※2 補助事業を実施できる能力、補助事業に係る経理その他の事務について適切な管理体制及び処理能力を有する内容を示すこと。		
事業担当者名及び連絡先	団体名	
	氏名（ふりがな）	
	所属（部署名等）	
	役職	
	所在地	
	電話番号	FAX 番号
	メールアドレス	URL
2 事業の実施体制		
※ 事業に関する者の全体像が把握できるように記載すること。		

第2 総括表

区分	事業費	負担区分		事業の委託	備考
		国庫補助金	事業実施主体		
	千円	千円	千円	(1)委託先 (2)委託する 事業の内容 及びそれに 要する経費	
合計					

- (注) 1 区分欄は、交付要綱別表に掲げる経費を記載すること。
 2 備考欄には、区分欄に掲げる経費及び事業の委託欄に掲げる(2)の経費の根拠(経費内容、単価、数量、員数等)を詳細に記載すること。
 3 備考欄は別葉とすることができる。

(添付資料)

- 謝金、賃金、手当については、その単価の根拠
- 他者に事業の一部を委託して行わせる場合は、委託契約書の案
- 他者に事業の一部を委託して行わせる場合であって委託先が決定している場合は、委託先の概要がわかる資料

第3 事業の目的

--

第4 事業の内容

取組内容	実施時期・回数	実施場所・対象者数	備考

第5 取組により期待される効果・目標

※目標等は定量的に記載すること。 (例) - 平成30年度までに派遣した施設給食における地場産物の使用割合を○%以上向上させる。 - 平成30年度までに機能性農産物による地域健康ブランドの市場規模を○億円創出する。 - 本事業による支援を通じた機能性表示食品の届出を新たに○件増加させる。
--

第6 事業スケジュール等

時期	取組内容(事業の内容)

(注) 事業の開始から終了に至るまでの取組を時系列に沿って記載すること。

別記様式 3（第 8 の 2 関係）

番 号
年 月 日

食料産業局長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名 印

平成〇〇年度国産農産物消費拡大事業に係る事業成果状況報告書

平成〇〇年度に実施した事業に係る事業成果状況について、国産農産物消費拡大事業実施要領（平成30年 3 月 28 日付け29食産第5665号農林水産省食料産業局長通知）第 8 の 2 に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 事業実施主体名：
所在地：
担当者名及び役職：
電話番号：
メールアドレス：
- 2 事業計画に定めた成果目標及びその達成状況
- 3 評価 A（目標を上回る進捗）、B（目標値どおりの進捗）、C（目標値を下回る進捗）
- 4 所見（より効果を高めるための改善点等）

（注）関係書類として、事業実施概要の分かる資料、アンケート調査結果等を添付すること。

別記様式 4（第11の 1 関係）

番 号
年 月 日

食料産業局長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名 印

平成〇〇年度国産農産物消費拡大事業収益状況報告書

〇年〇月〇日付け〇第〇号をもって補助金の交付決定の通知があった国産農産物消費拡大事業に関する平成〇〇年度の収益の状況について、国産農産物消費拡大事業実施要領（平成30年 3 月28日付け29食産第5665号農林水産省食料産業局長通知）第11の 1 の規定に基づき、別添のとおり報告します。

（別添）

- 1 事業の内容
- 2 補助事業の実施により得られた収益の累計額
〇〇〇円
- 3 上に要する費用の総額
〇〇〇円
- 4 補助金の確定額 〇年〇月〇日付け〇第〇号確定
〇〇〇円
- 5 前年度までの収益納付額
〇〇〇円
- 6 本年度収益納付額
〇〇〇円

(算定根拠)

（注）収益計画書等を添付すること。